

◎新潟県告示第318号

新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）第37条の2第2項の規定により、次の者を新潟県選定保存技術の保持者に追加認定する。

令和5年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

第37条の2第2項の規定による選定保存技術保持者の追加認定

種 別	名 称	保持者氏名	住 所
選定保存技術	屋根葺（木羽葺及びこけら葺）	三須 真	岩船郡関川村大字下関34 - 5